

令和2年10月4日

まちづくり協定協議内容報告書

西宮市長 様

事業・建築主

住所 西宮市六湛寺町 10-3

氏名 西宮次郎

電話 0798(35)3151



代理者

住所 西宮市六湛寺町 10-11

氏名 都市デザイン研究所（担当）景観太郎

電話 0798(35)3688



西宮市まちなみまちづくり基本条例第14条第2項の規定に基づき、まちづくり協定運営団体との協議内容について、下記のとおり報告します。

協議結果		協議完了	継続協議
行為を行う土地の所在		西宮市 松原町 2-37	
まちづくり協定名		西宮市東地区まちづくり協定	
協議実施日時		令和2年7月25日から令和2年8月10日	
出席者	事業・建築主側	都市デザイン研究所 景観太郎	
	協定運営団体側	西宮市東地区まちづくり協議会 会長 西宮太郎 ほか2名	
まちづくり協定運営団体との協議※	協議項目	協議内容	
	まちづくり協定第6条第1項 建築物の色彩 について	外壁、屋根はまちなみガイドラインに規定する色彩の範囲内で施工することを図面により提示し、協議会と合意した。	
	まちづくり協定第6条第2項 まちなみと調和を図る緑化 について	高木を2本、道路側に植栽することを図面で提示し、協議会と合意した。	
	まちづくり協定第6条第3項 かき・さくの素材などの構造 物 について	自然石積擁壁とすることを要請されましたが、予算の都合上、化粧ブロックで施工することを説明し、まちづくり協議会と合意した。	
	まちづくり協定第 条第 項 について	 <div data-bbox="769 1870 1286 1937" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この部分の記入例は2ページ目を参照</div>	

協議内容報告書における記載事例

記載事例	適否	理由
自然石積擁壁とすることを要請されたが、予算の都合上、化粧ブロックで施工することを説明した。	○	合意に至らなかったが、理由が記載されていれば可。
現時点では具体の植栽計画が確定していないため、着工までに検討の上、再度、協議を行うこととなった。	○	継続を協議することで合意しているので可。
外壁色については未定だが、推奨する色彩の範囲内で検討することとし、確定次第、協定運営団体と協議することで合意した。	○	継続を協議することで合意しているので可。
外壁色を協定の推奨範囲とすることについて施主の同意を得られなかったため、協定運営団体に報告し、当初計画どおりとすることとした。	○	施主に意向確認を行った上で同意が得られず、協定運営団体にその旨を報告している場合も可。
〇〇について協議を行い、支障なしとの回答を得た。	○	支障なしとしている（合意している）ので可。
〇〇について協議を行いました。	×	協議内容が不明のため不可。
工事内容について説明を行い、理解を得ました。	×	まちなみガイドラインについての項目について、具体的な記載が必要なため不可。
色彩については未定のため協議していない。	×	未定でも今後、継続協議を行うなど合意形成に向けた取組みをしていないため不可。